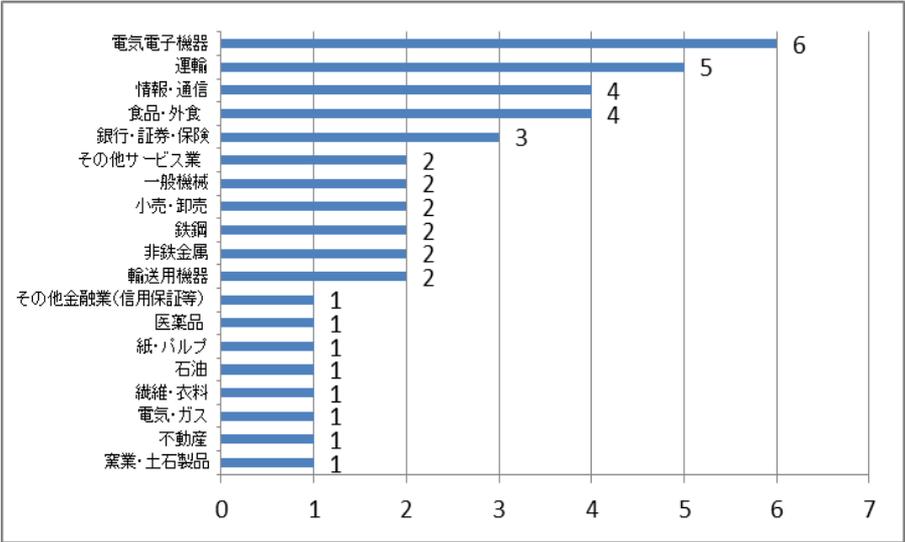


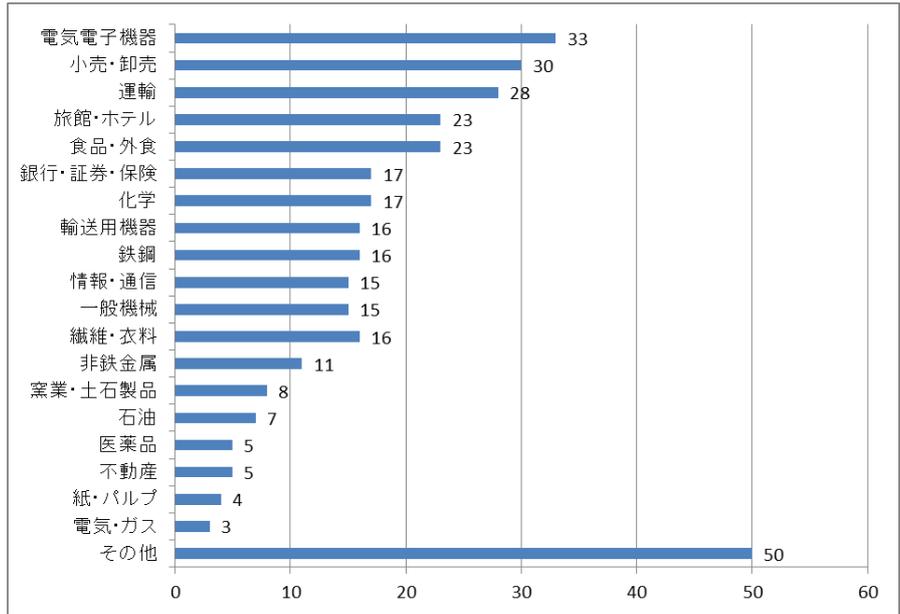
租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の延長																																																												
2	対象税目	(国税7)(登録免許税:外) 【新設・拡充・ 延長 】																																																												
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>産業競争力強化法に基づく事業再編計画等の認定を受けた事業者が、認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け又は譲渡、会社の設立等といった事業構造の変更をした場合における登録免許税率を以下の表のとおり軽減する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">租税特別措置法 第 80 条第 1 項</th> <th style="text-align: center;">措置の内容</th> <th style="text-align: center;">通常の 税率</th> <th style="text-align: center;">強化法の 特例</th> <th style="text-align: center;">軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 号</td> <td>会社の設立、資本金の増加</td> <td style="text-align: center;">0.7%</td> <td style="text-align: center;">0.35%</td> <td style="text-align: center;">0.35%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 号</td> <td>合併</td> <td style="text-align: center;">0.15%</td> <td style="text-align: center;">0.1%</td> <td style="text-align: center;">0.05%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の合併)</td> <td style="text-align: center;">0.7%</td> <td style="text-align: center;">0.35%</td> <td style="text-align: center;">0.35%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 号</td> <td>分割</td> <td style="text-align: center;">0.7%</td> <td style="text-align: center;">0.5%</td> <td style="text-align: center;">0.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4 号(売買)</td> <td rowspan="2">不動産の所有権の取得</td> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: center;">2.0%(※)</td> <td style="text-align: center;">1.6%</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> <td style="text-align: center;">1.6%</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船舶の所有権の取得</td> <td style="text-align: center;">2.8%</td> <td style="text-align: center;">2.3%</td> <td style="text-align: center;">0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5 号</td> <td rowspan="2">合併時</td> <td style="text-align: center;">不動産</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> <td style="text-align: center;">0.2%</td> <td style="text-align: center;">0.2%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">船舶</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> <td style="text-align: center;">0.3%</td> <td style="text-align: center;">0.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6 号</td> <td rowspan="2">分割時</td> <td style="text-align: center;">不動産</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> <td style="text-align: center;">1.6%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">船舶</td> <td style="text-align: center;">2.8%</td> <td style="text-align: center;">2.3%</td> <td style="text-align: center;">0.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)租税特別措置法第 72 条第 1 項の規定に基づき、土地の売買による所有権の移転の登記の税率については、軽減措置として 1.5%が適用される。(適用期限:平成 31 年 3 月 31 日まで)</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法第 80 条第 1 項 租税特別措置法施行令第 42 条の 6 第 1 項及び同項第 2 項 租税特別措置法施行規則第 30 条の 2 第 1 項から同項第 3 項まで</p>	租税特別措置法 第 80 条第 1 項	措置の内容	通常の 税率	強化法の 特例	軽減率	1 号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	2 号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%	3 号	分割	0.7%	0.5%	0.2%	4 号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%(※)	1.6%	0.4%	建物	2.0%	1.6%	0.4%		船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%	5 号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%	船舶	0.4%	0.3%	0.1%	6 号	分割時	不動産	2.0%	0.4%	1.6%	船舶	2.8%	2.3%	0.5%
租税特別措置法 第 80 条第 1 項	措置の内容	通常の 税率	強化法の 特例	軽減率																																																										
1 号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%																																																										
2 号	合併	0.15%	0.1%	0.05%																																																										
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%																																																										
3 号	分割	0.7%	0.5%	0.2%																																																										
4 号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%(※)	1.6%	0.4%																																																									
		建物	2.0%	1.6%	0.4%																																																									
	船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%																																																										
5 号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%																																																									
		船舶	0.4%	0.3%	0.1%																																																									
6 号	分割時	不動産	2.0%	0.4%	1.6%																																																									
		船舶	2.8%	2.3%	0.5%																																																									
4	担当部局	総務省情報流通行政局情報流通振興課																																																												
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 26 年 1 月～平成 29 年 3 月																																																												

6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 25 年度 創設 平成 28 年度 2 年延長</p> <p>(同様の措置を講じていた産活法における要望経緯)</p> <p>平成 11 年度 創設 平成 12 年度 税率の引き下げ 平成 13 年度 2 年間延長 平成 15 年度 5 年間延長(平成 18 年以後、一部縮減) 平成 19 年度 措置拡充(対象計画追加) 平成 20 年度 2 年間延長 平成 21 年度 1 年間延長(会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ) 平成 22 年度 2 年間延長 平成 23 年度 一部縮減(産活法改正により適用対象が一部変更されことによる) 平成 24 年度 2 年間延長</p>
7	適用又は延長期間	平成 32 年 3 月 31 日まで
8	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>事業ポートフォリオを機動的に見直し、経営資源を成長性・収益性の見込める事業に振り向けるため、戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を強力に推進し、新陳代謝を通じた我が国産業の競争力強化を図る。</p> <p>日本企業の生産性を示す ROA は近年上昇傾向にあるものの、欧米企業と比べ劣後しており(米国 7.72%、日本 3.90%(※))、引き続き更なる生産性の向上に向けた施策が必要。</p> <p>本措置は、事業者が経営資源の有効活用を図るための組織再編・事業再編を行うとともに、新商品開発や経営効率化などの新たな取組を行う場合に限り、当該再編時に課税される登録免許税を軽減するものである。当該措置を講ずることで我が国事業者の戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を促し、生産性の向上と競争力強化を推進していく必要がある。</p> <p>(※)出典:SPEEDAにてNY証券取引所、東証1部上場企業の2015年度における平均ROAを算出。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>産業競争力強化法(平成25年法律第98号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>V. 情報通信 (ICT政策)</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の推進</p>

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 法律の認定計画に基づく政策支援を通じて、企業の事業再編による経営資源の有効活用により、企業の生産性の向上を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業競争力強化法では全計画、同様の支援措置を行っている他産活法で認定した計画のうち 8 割以上が登録免許税を活用(全省庁ベース)しており、産業競争力強化法に基づいて認定した計画で、平成 28 年度までに終了した計画(全 10 計画)のうち、6 計画(経済産業省案件ベース(産活法の場合は全案件に対して 8 割))で生産性向上の基準を達成している。</p>																																																		
9	有効性等	① 適用数等	<p>【登録免許税の軽減措置を利用した計画の認定件数】 (単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="544 696 1433 768"> <thead> <tr> <th></th> <th>25 年度(※)</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>5</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)平成 25 年度は、産業競争力強化法が施行(平成 26 年 1 月)されてから平成 26 年 3 月 31 日までに認定された件数(約 3 ヶ月間)を記載</p> <p>【登録免許税の軽減措置を利用した企業が営む業種】(単位:件)</p>  <p>(参考)同種の措置を講じていた産活法における過去の適用実績(認定計画件数)は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="531 1599 1452 1883"> <thead> <tr> <th></th> <th>15 年度</th> <th>16 年度</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>72</td> <td>67</td> <td>57</td> <td>27</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td></td> <td>24 年度</td> <td>25 年度</td> <td>合計</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>16</td> <td>4</td> <td>342</td> <td colspan="6"></td> </tr> </tbody> </table>		25 年度(※)	26 年度	27 年度	28 年度	件数	5	14	14	9		15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	件数	72	67	57	27	21	18	24	20	16		24 年度	25 年度	合計							件数	16	4	342						
	25 年度(※)	26 年度	27 年度	28 年度																																																	
件数	5	14	14	9																																																	
	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度																																												
件数	72	67	57	27	21	18	24	20	16																																												
	24 年度	25 年度	合計																																																		
件数	16	4	342																																																		

【登録免許税の軽減措置を利用した企業が営む業種】(単位:件)



② 減収額

【減収額】

(単位:百万円)

	25年度	26年度	27年度	28年度
減収額	1,192	1,978	14,419	2,135

※各年度の減収額は、産業競争力強化法の規定に基づく事業再編計画の認定日を基準として減収額を年度別に集計したものであるため、実際に登記された時点(登録免許税が軽減される時点)によっては、翌年度に税収の影響がでるケースがあり得る。

(参考)同種の措置を講じていた産活法における過去の減収額(単位:百万円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
減収額	16,897	9,745	5,133	3,789	1,919	5,485	3,586	922

	23年度	24年度	25年度
減収額	2,890	2,375	112

※各年度の減収額は、産活法の規定に基づく事業再構築計画等の認定日を基準として減収額を年度別に集計したものであるため、実際に登記された時点(登録免許税が軽減される時点)によっては、翌年度に税収の影響がでるケースがあり得る。

③ 効果・税収減是認効果

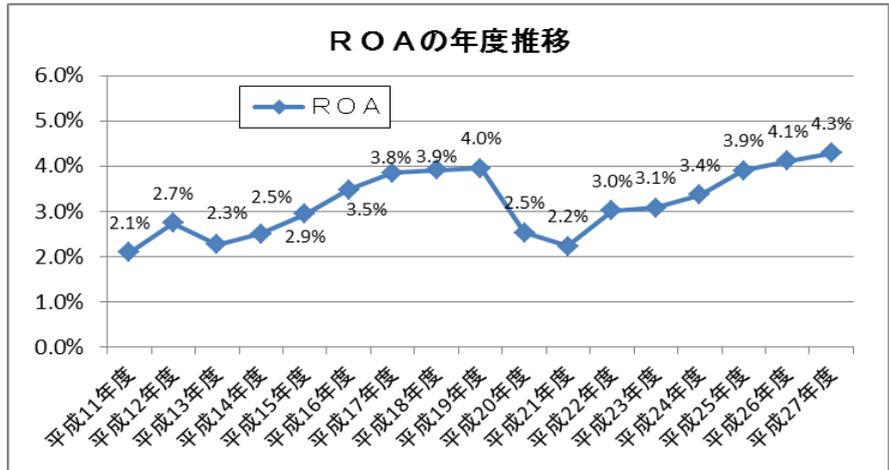
《効果》

同種の措置を講じていた産活法においては、創設した平成11年度以降、組織再編や事業再編が促進され我が国のROAは改善してきたが、平成20年度はリーマンショックに端を発する世界的な景気低迷等により大幅に下落する結果となった。その後、平成23年度に施行された改正産活法、平成25年度に施行された産業競争力強化法により、抜本的な企業再編・事業再編をより円滑化することで、本措置を活用する企業のROAの一層の向上を図り、政策目的の実現を図っているところ。

(法人企業統計調査(財務省))

①総資産経常利益率(ROA)の実績

【産活法創設】平成11年度:2.1% → 平成27年度:4.3%



《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》

産業競争力強化法の認定を受けた計画のうち、全ての計画が登録免許税の軽減措置を活用しており、当該軽減措置が活用出来ない場合は、組織再編や事業再編を通じた経営資源の効率的活用を図ることができなかった。

事業ポートフォリオを機動的に見直し、経営資源を成長性・収益性が見込める事業に振り向けていくことで、競争力の強化や生産性の向上が図られることが期待され、本措置を講ずることで、上記取組を促進させる。

《税収減を是認するような効果の有無》

産業競争力強化法では全計画、同様の支援措置を行っていた産活法で認定した計画のうち8割以上が登録免許税の軽減措置を活用(全省庁ベース)しており、産業競争力強化法に基づいて認定した計画で、平成28年度までに終了した計画(全10計画)のうち、6計画(経済産業省案件ベース(産活法の場合は8割))で生産性向上の基準を達成している。引き続き、企業の生産性向上と将来の税収の増大に寄与する取組を支援していく。

10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担

本措置は、生産性の向上のため、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や生産工程の導入などの事業革新を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずることとする。

本措置により、業種・企業規模に区別なく、上記のような事業構造の変更・事業革新等に要する費用を軽減することで当該取組を支援し、生産性の向上を図ることは、我が国産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。

農業競争力強化支援法の規定に基づく事業再編計画の認定を受けた事業者が、当該事業再編計画に従って、合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際に納付すべき登録免許税を軽減する措置

農業競争力強化支援法は、農業の「構造改革の推進と良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流等の合理化の実現を図ること」を目的とした法律であって、産業競争力強化法の目的である「産業競争力(高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性を実現する能力)の強化」と政策的目的が異なる。

			<p>(参考)農業競争力強化支援法(平成 29 年法律第 35 号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月